

利 用 上 の 注 意 (人口移動統計調査)

本報告書は、前年10月から当年9月までの期間を集計したものである。

I 広島県人口移動統計調査

1 甲調査

(1) 集計方法

住民基本台帳法及び外国人登録法に基づく1年間の転入、転出、出生、死亡等の状況を甲調査票により取りまとめて集計する。

(2) 人口・世帯数の推計方法

ア 人口

直近の国勢調査による人口を起点とし、転入、転出、出生、死亡等を加減して推計値を求める。

イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から推計値を求める。

(3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で毎月推計するが、5年毎に実施される国勢調査との間に差異を生ずることがあり、この場合は、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正することとしている。補正方法は5年間で生じた乖離人口及び世帯数を毎月均等配分する方法による。

(4) 人口増減

ア 自然増減

出生数と死亡数の差から求め、出生数の多いときは自然増加、死亡数の多いときは自然減少と表現する。

イ 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときは社会増加、転出者数の多いときは社会減少と表現する。

2 乙調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて、市区町村窓口で転入、転出の届出を行った者が、自計申告により記入した調査票を、届出日により1か月ごとまとめて集計する。

(2) 用語の定義

ア 移動者

- (ア) 県内移動者： 県内の市区町から県内の他の市区町へ移動した者
- (イ) 県外転入者： 他県から県内の市区町へ移動した者
- (ウ) 県外転出者： 県内の市区町から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者： 転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者： 移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

イ 移動の理由

- (ア) 就職： 新たな就職、卒業と同時に就職
- (イ) 転勤： 同一企業内の勤務場所の変更
- (ウ) 転業・転職： 現在の仕事・勤め先の変更
- (エ) 退職・廃業： 退職や廃業
- (オ) 就学： 学校に入学・転校
- (カ) 卒業： 学校を卒業（修了）
- (キ) 婚姻関係： 結婚、離婚、養子縁組など
- (ク) 住宅事情： 新築、転宅など
- (ケ) その他： 上記のどの区分にも該当しないもの

(3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、プラスの場合は転入超過、マイナス（△）の場合は転出超過を示す。

(4) 試算値

結果の概要（乙調査）で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数(A)と、乙調査による転入者数、転出者数(B)が一致するように補正を行ったものである。

補正は、乙調査の年齢（階級）別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値(C)に、(A)/(B)を掛けることで補正数値(C*)を求める方法による。

II 地域区分

1 国内地方別、3大都市圏別

県外転入者及び県外転出者を地域別にみるため、全国を10地方に区分した。また、3大都市圏についても別掲した。その地方及び3大都市圏と、これらに属する都道府県は次のとおりである。

地方、3大都市圏	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東内陸	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県
関東臨海	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
中国	鳥取県、島根県、岡山県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
東京大都市圏	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県
大阪大都市圏	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
名古屋大都市圏	岐阜県、愛知県、三重県

2 広域行政圏別

県内の転入者及び転出者を地域別にみるため、広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）に基づき広島県知事が設定（平成12年11月8日）した8広域行政圏により区分した。その圏域及びその圏域に属する市町は次のとおりである。

(平成18年10月1日現在)

圏域名	市町
大都市周辺地域	広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
広域市町	西広島 大竹市、廿日市市[大野町、宮島町]
	呉 呉市、江田島市
	芸北 安芸高田市、安芸太田町、北広島町
	広島中央 竹原市、東広島市、大崎上島町
	尾三 三原市、尾道市[因島市、瀬戸田町]、世羅町
	福山・府中 福山市[神辺町]、府中市、神石高原町
	備北 三次市、庄原市

注1 圏 [] 内は平成17年10月1日から平成18年9月30日までに、編入合併した市町

III その他

1 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。

- 該当数値なし, △ マイナス（減少）
- 2 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 3 「増減数」、「増減率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 4 本書に関する問い合わせ先

広島県地域振興部地域振興対策局統計調査室
〒730-8511 広島市中区基町10-52
TEL: 082-513-2533 (ダイヤルイン)
ホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.lg.jp>